

第 5 その他

(1) 障害者基本法と障害者雇用促進法の規定ぶり

○ 障害者雇用促進法の目的規定についてどう考えるか。

◎ 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会報告書
(平成 24 年 8 月 3 日) (抄)

○ 改正障害者基本法第 3 条で「全て障害者は社会を構成する一員として、・・・あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」、同法第 19 条第 2 項で「事業主は、・・・適切な雇用の機会を確保する」として、「確保」という表現になっている。一方、障害者雇用促進法第 3 条では「障害者である労働者は、・・・職業生活においてその能力を発揮する機会が与えられるものとする」、第 5 条で「すべて事業主は、・・・障害者である労働者が優位な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与える」という表現になっていることから、障害者基本法の改正に併せて恩惠的表現から権利性の高い表現にする必要があるとの意見があった。



○ 法律の目的規定は、それぞれの法律の役割等に応じた規定の仕方があるのではないか。障害者雇用促進法の目的規定等については、法改正により新たに規定される内容を踏まえ、必要に応じて見直しを検討すべきではないか。

◎ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

(地域社会における共生等)

第3条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(雇用の促進等)

第19条 (略)

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

◎ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第3条 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。

第4条 障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(2) 公務員の取り扱い

○ 国家公務員又は地方公務員と民間の労働者との関係をどう考えるか。

◎ 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見
(平成 24 年 9 月 14 日) (抄)

○ 国家公務員又は地方公務員は、法律により民間とは異なる取扱いがなされているが、ともに、本節の適用において民間における労働者と同等の取扱いがなされるべきである。



○ 国家公務員又は地方公務員についても、同様に障害者権利条約への対応が図られるべきであり、それぞれの法制度の中で、障害者権利条約に沿った取扱いがなされるよう、関係省庁間において調整が図られるべきではないか。